

令和 8 年度 中標津町職員採用試験要項 (心理師)

中標津町では、民間企業や公的機関等での職務経験や資格を活かし、町政に貢献できる優れた人材を募集します。

1. 採用職種、採用予定数及び職務内容

職 種	採用予定数	職 務 内 容
心理師	1 名	児童の発達や障がいに関する相談業務、発達検査等の実施、保育・学校教育機関への巡回による児童の発達や障がい児支援に関する専門的助言など、子どもの発達支援業務全般に従事

2. 受 験 資 格

職 種	受 験 資 格
心理師	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれ（令和 8 年 4 月 1 日現在 40 歳以下）、次の(1)～(2)の事項を全て満たす方 (1) 臨床心理学系大学院修士課程以上を卒業または卒業見込みの方 (2) 公認心理師の資格を有するか、公認心理師の受検資格を有する方

◇次のいずれかに該当する方は、受験できません

- ①日本国籍を有しない方
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの方
- ③日本国憲法の制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ④中標津町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方

3. 試験の方法・内容

区分	試 験 科 目	試 験 内 容
一次試験	書類選考	受験資格の有無、履歴書等の記載事項を審査します
二次試験	適性検査・ 個別面接	人柄や性格、職務に対する意欲などを評価します

4. 試験日程及び試験会場

区分	区分	試験日時	試験会場
一次	書類選考	書類受理後 1 週間以内	—
二次	適性検査	一次試験合格の連絡後、 令和 7 年 8 月 6 日（水）まで	オンライン試験 （受験者による日程調整可）
	面接試験	令和 7 年 8 月 9 日（土）予定	中標津町役場 または オンライン面接
	・ 二次試験の受験方法や日程等の詳細は、一次試験合格者に個別に連絡します ・ 受験者の人数によっては、面接試験日程が予定から変更される場合があります		

※1 オンライン受験にはWEBカメラ付パソコンやインターネット環境が必要です。

5. 受験申込について

提出期限	令和 7 年 7 月 1 0 日（木）必着 《書面提出の場合》 持参は、午前 9 時から午後 5 時まで（土・日曜日及び祝日は不可。） 郵送提出も可能です（封筒に「採用試験申込書在中」と記載） 《データ提出の場合》 提出書類のデータ（スキャンデータ）を、提出先アドレスへ送信してください。 なお、受理後は速やかに担当からメールを返信します。返信メールが数日間届かない場合は、お手数ですがお電話にてお問い合わせください。
提出書類	① 受験申込書（指定様式） ※様式は町ホームページからダウンロードしてください ※職歴は、学校卒業後から空白期間のないようにアルバイトや無職の期間も全て記入してください ② 顔写真付きの身分証明書の写し（カラー印刷） ※パスポート、運転免許証、マイナンバーカードなど

6. 合格発表

一次試験：書類選考実施後速やかに、選考結果について電話でご連絡します。

二次試験：面接試験実施後、1週間程度で町ホームページにて公表します。

また、二次試験合格者には追って文書によっても通知します。

7. 採用予定日

令和8年4月1日

※採用後6ヶ月間は地方公務員法の規定により条件付採用となります。

8. 勤務条件等について（令和8年4月見込）

勤務時間	・勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（うち休憩時間1時間） ・勤務日 週休2日制 ※配置部署により始業終業時間及び勤務日が異なる場合があります
給料	・初任給（月給） 大学院卒 230,000円 ※初任給は職務経歴等に応じて加算します ※各年齢時の目安は次のとおりです（職務経歴等で変動します） 【40歳、配偶者・子2人扶養の場合】 （年収）約580万円（賞与、扶養手当、寒冷地手当を含む） その他に時間外勤務手当、通勤手当（通勤距離2km以上）、 住居手当（上限28,000円/月）が支給されます 【30歳、配偶者・子1人扶養の場合】 （年収）約460万円（賞与、扶養手当、寒冷地手当を含む） その他に時間外勤務手当、通勤手当（通勤距離2km以上）、 住居手当（上限28,000円/月）が支給されます
諸手当	賞与（期末・勤勉手当）、扶養手当、通勤手当、住居手当、寒冷地手当、 時間外勤務手当、その他町条例の規定による手当支給があります

休暇制度	年次有給休暇：１年につき２０日間付与（４月採用の場合は１５日） 特別休暇等の一例 ・産前産後休暇：産前８週間、産後８週間 ・子の看護休暇：小学３年生までの子の看護のため年５日 ・育児休業：子が３歳の誕生日まで (無給ですが１歳まで育児休業手当金が支給されます) ・介護休暇：要介護者の介護のため通算６月以内 (無給ですが、介護休業手当金が支給されます) ・短期介護休暇：要介護者の介護や世話のため年５日 ・夏季休暇：６～１０月の間に３日間
福利厚生	健康保険：北海道市町村職員共済組合の共済制度に加入します 年金制度：厚生年金と退職等年金に加入します 退職金：在職年数に応じて北海道市町村職員退職手当組合から支給されます

9. その他

- 応募書類は一切返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

10. 問合せ先及び応募書類提出先

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山２丁目２２番地
中標津町役場 総務部総務課職員係
(電話) 0153-74-0757
(メール) shokuin@nakashibetsu.jp